

住宅性能表示制度の基準改正により、フラット35Sの省エネルギー基準が見直されます。

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能表示制度の基準改正に伴い、平成27年4月より、一次エネルギー消費量に係る基準が定められることから、フラット35S（省エネルギー性）の基準が以下の通り見直されます。

（下線は変更箇所）

| Sの金利プラン | 現行基準 | Sの金利プラン | 平成27年4月からの基準 |
|------------------------------|---|------------------------------|--|
| 金利Aプラン [10年間引下げ] ▲0.6% | トップランナー基準 又は 認定低炭素住宅 | 金利Aプラン [10年間引下げ] ▲0.6% | トップランナー基準 又は 認定低炭素住宅 又は <u>一次エネルギー消費量等級5</u> |
| 金利Bプラン [5年間引下げ] ▲0.6% | 省エネルギー対策等級4※ (断熱等性能等級4) <small>※平成27年3月31日までに設計検査の申請を行うものに限ります。ただし、省エネルギー対策等級の基準を用いて設計住宅性能評価書を受けている場合は、平成27年4月1日以後も適合証明手続時に当該評価書を利用することができます。</small> | 金利Bプラン [5年間引下げ] ▲0.6% | <u>断熱等性能等級4</u> 又は <u>一次エネルギー消費量等級4</u> |

- ※ 一次エネルギー消費量等級の導入に伴い、現行の省エネルギー対策等級を改称するものです。
- ※ 「一次エネルギー消費量等級」とは暖冷房、給湯などの設備を含めて省エネルギー性能を評価する指標です。